

発委第11号

令和7年12月18日

北栄町議会議長 前田栄治様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 齊尾智弘

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の
継続を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

安定的に良質な保育を提供していくためには保育士の処遇改善が必要で、そのため公費助成は不可欠である。

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の 公費助成の継続を求める意見書

今日、子育て支援の強化が叫ばれていますが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっています。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっています。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされていますが、公費助成の在り方については、令和7年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え、令和8年度までに改めて結論を出すこととされています。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められています。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠です。

よって、国におかれでは、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣（こども政策）

こども家庭庁長官 文部科学大臣 財務大臣

衆議院議長 参議院議長